

郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部における研究活動の不正防止基本計画

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

1. 方針

郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部は、平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究活動の不正行為を防止するため「不正防止基本計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正かつ効率的な運営及び体制に努める。

2. 実施内容

(1) 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者（学長）、統括責任者（副学長）の下、コンプライアンス推進責任者（研究科長、学科・専攻主任、事務局部長等）は、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努める。

(2) 関係諸規程の見直し

公的研究費を取扱うルールが文科省のガイドライン等のルールと齟齬がないか、また、研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールの制定を行う。

(3) モニタリング及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・管理執行についてモニタリングや、コンプライアンス教育受講管理及び理解度調査（ヒアリング）を実施し実態把握に努める。

(4) 教職員への周知徹底

研究者及び事務職員に対し、コンプライアンス教育をはじめ、本学規程・ルールのより適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発、意識向上を図る。

(5) 適正な執行管理活動

物品に関しては全品検収を原則とする他、各学科等の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、本学規程・取扱ルール及び要領等を遵守し研究費の適正な執行管理に努める。

(6) 外部研修会等への参加

不正防止委員会委員には、適切な指示等ができるよう積極的に学外各種の研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに専門性の向上を図る。

(7) 情報公開

不正防止に係る関連規程・方針等に加え、本学における公的研究費の獲得状況もホームページ等により学内外に公表し、周知を図る。

(8) 内部監査の強化

外部資金内部監査委員会は、書面による定期的な監査の他、適宜リスクアプローチ監査にも考慮して各研究現場に赴き、実地監査を行う。

3. 不正防止計画の推進

不正防止計画を全学的に推進する組織は不正防止委員会が担い、実施責任者であるコンプライアンス推進責任者が連携し、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことによりこれらを常に適切なものに保つこととする。